

決 定 事 項	実 施 状 況																					
<p>I. 公共投資等の拡大</p> <p>公共投資等については、次のとおり、総額3兆円の事業規模を確保する。</p> <p>(1) 公共事業については、災害復旧事業の速やかな実施に努めるほか、各地域の経済情勢に配慮しつつ引き続き施行の促進を図るとともに、円高による影響の著しい地域及び地方の民間活力の活性化に寄与する事業に重点的に配慮して、国庫債務負担行為を活用しつつ事業費の追加を行うこととし、事業費14,000億円を確保する。</p> <p>なお、所要の財源については、別途検討する。</p> <p>(2) 日本道路公団等の事業費を1,000億円追加する。</p>	<p>次のような公共事業追加を昭和61年度補正予算に計上。</p> <p>(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1205 651 1704 1034"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火 害</td> <td>5,500</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td>一 般 公 共 事 業</td> <td>8,500</td> <td>1,330</td> </tr> <tr> <td>今年度完了事業</td> <td>1,500</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>前金付国債</td> <td>4,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ゼロ国債</td> <td>3,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公共事業総計</td> <td>14,000</td> <td>5,490</td> </tr> </tbody> </table> <p>・日本道路公団 643億円          首都高速道路公団 60億円          阪神高速道路公団 50億円          本州四国連絡橋公団 62億円          日本鉄道建設公団 165億円          帝都高速度交通営団 20億円</p>	区 分	事業費	国 費	火 害	5,500	4,160	一 般 公 共 事 業	8,500	1,330	今年度完了事業	1,500	830	前金付国債	4,000	500	ゼロ国債	3,000	0	公共事業総計	14,000	5,490
区 分	事業費	国 費																				
火 害	5,500	4,160																				
一 般 公 共 事 業	8,500	1,330																				
今年度完了事業	1,500	830																				
前金付国債	4,000	500																				
ゼロ国債	3,000	0																				
公共事業総計	14,000	5,490																				

決 定 事 項

実 施 状 況

(3) 地方単独事業については、地域の実情に応じ地方債の活用等を図ることに  
より、追加措置 8,000億円を含め、その円滑な施行を期待するものとする。

(4) 住宅金融公庫については、融資制度を拡充するとともに貸付枠3万戸、事  
業規模 7,000億円の追加を行う。

Ⅱ. 住宅建設、民間設備投資等の促進

1. 住宅の新築、建替を促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫に  
ついて融資制度の拡充強化を図る。

(1) 個人住宅建設の円滑化を図るため、特別割増貸付の貸付額を大幅に増額  
する（現行 150～ 300万円を 250～ 500万円に改定）。

合計 1,000億円の事業費を追加。

この事業実施のために必要な財源として、財政投融資（資金運用部資金）  
を追加。 (大蔵省)

・地方単独事業については、政府の総合経済対策に呼応して、地方単独事業の積  
極的な予算化とその効果的実施に努めるよう地方団体に要請した。 (自治省)

・特別割増貸付額の増額等融資制度の拡充を図るとともに、貸付枠を個人（一  
般）住宅1万戸、建売住宅1万戸、団地住宅6千戸、賃貸住宅4千戸、各々追  
加 (建設省)

・住宅金融公庫法施行令を一部改正し、昭和61年10月20日から特別割増貸付額を  
次のとおり増額した。 (建設省)

(沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施（沖縄開発庁）)

決 定 事 項	実 施 状 況																															
<p>(2) 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行 180㎡を 200㎡に改定）。</p> <p>(3) 大都市圏等の土地の有効利用と良質な賃貸住宅の建設を推進するため、賃貸住宅に対する融資制度を拡充する。</p> <p>2. 特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）に基づき指定された特定地域における工場の新增設を促進するため、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の基幹工業融資の拡充を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1160 215 1966 705"> <thead> <tr> <th>適用融資種別</th> <th>住宅の規模</th> <th>引上り前割増額</th> <th>引上り後割増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般住宅</td> <td>145㎡超 200㎡以下</td> <td>250 万円</td> <td>400 万円</td> </tr> <tr> <td>120㎡超 145㎡以下</td> <td>200</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>120㎡以下</td> <td>150</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公社分譲住宅・団地住宅・マンション・建売住宅・市街地再開発等</td> <td>145㎡超 200㎡以下</td> <td>300</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>120㎡超 145㎡以下</td> <td>250</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>120㎡以下</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中古住宅</td> <td>145㎡超 200㎡以下</td> <td>200</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>145㎡以下</td> <td>150</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>・住宅金融公庫業務方法書を一部改正し、昭和61年10月20日から貸付対象となる住宅の面積上限を 180㎡から 200㎡に引き上げた。（建設省） （沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施（沖縄開発庁））</p> <p>・住宅金融公庫より公庫業務取扱い金融機関に対し、通ちょうを發し、昭和61年10月20日から、土地担保賃貸住宅等の非住宅部分に対し、中高層建築物融資の適用を可能とした。（建設省） （沖縄振興開発金融公庫においても同様の土地を実施（沖縄開発庁））</p> <p>・昭和61年12月5日から特定地域中小企業対策臨時措置法に基づき指定された特定地域について開銀及び北東公庫の基幹工業融資の拡充を図った。 （北海道開発庁、通商産業省）</p>	適用融資種別	住宅の規模	引上り前割増額	引上り後割増額	一般住宅	145㎡超 200㎡以下	250 万円	400 万円	120㎡超 145㎡以下	200	350	120㎡以下	150	300	公社分譲住宅・団地住宅・マンション・建売住宅・市街地再開発等	145㎡超 200㎡以下	300	500	120㎡超 145㎡以下	250	450	120㎡以下	200	400	中古住宅	145㎡超 200㎡以下	200	350	145㎡以下	150	250
	適用融資種別	住宅の規模	引上り前割増額	引上り後割増額																												
一般住宅	145㎡超 200㎡以下	250 万円	400 万円																													
	120㎡超 145㎡以下	200	350																													
	120㎡以下	150	300																													
公社分譲住宅・団地住宅・マンション・建売住宅・市街地再開発等	145㎡超 200㎡以下	300	500																													
	120㎡超 145㎡以下	250	450																													
	120㎡以下	200	400																													
中古住宅	145㎡超 200㎡以下	200	350																													
	145㎡以下	150	250																													

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>3. 電気事業及びガス事業は、これまでに昨秋及び今春の2回にわたり最大の投資の追加等を行ってきているが、これに加え、供給信頼度の向上等のための投資の追加（修繕工事を含む。昭和61年度中に1,100億円程度を目標）に努力するよう要請する。</p> <p>さらに、電気事業については、昭和61年度下半期に2,000億円程度の繰上げ発注に努力するよう要請する。</p>	<p>・投資の追加については、電力業界及びガス業界に、繰上げ発注については、電力業界に、それぞれ要請し、電力業界及びガス業界は、それぞれ計画通り着実に実施した。（通商産業省）</p>
<p>4. 第一種電気通信事業者（既に措置済みの日本電信電話株式会社を除く。）の設備投資について、昭和61年度下半期において、約500億円の上積み努力するよう要請する。</p>	<p>・国際電信電話株式会社及び新規参入第一種電気通信事業者に対して「本年度下半期における設備投資の上積みについて一層の努力をされたい」旨、決定後すみやかに要請した。（郵政省）</p>
<p>Ⅲ. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用の推進</p> <p>民間活力を最大限に活用し、内需の振興を図るため、規制緩和、インセンティブの付与等を更に進める。また、民間活力の効果的な活用を図るため、従来以上に官民の間の意見交換を十分行うこととする。なお、これらの施策の実施に当たっては、特に大都市圏における地価の安定等の土地問題に十分配慮することとする。</p>	<p>・最近の地価の高騰に鑑み、地価対策に関し、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、地価対策関係閣僚会議を設置し（昭和61年12月9日）、土地取引規制の強化、国等が土地売買等の契約を締結しようとする場合の適正な地価の形成のための配慮、土地関連融資の適正化等を内容とする当面の地価対策をとりまとめた（昭和62年3月17日）。</p> <p style="text-align: right;">（国土庁）</p> <p>また、地価が急激に上昇している地域等を都道府県知事等が監視区域として指定し、土地取引の届出面積の下限を引き下げる等を内容とする国土利用計画法の一部を改正する法律案が第108回国会において成立した。（昭和62年5月</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

1. 規制緩和による都市開発の促進等

(1) 市街地再開発の促進

① 高度利用地区、特定街区及び総合設計制度に係る容積率割増しの基準の見直し等

高度利用地区、特定街区及び総合設計制度について、より大幅な容積率割増しが可能となるよう本年中に基準の改正を行う。

なお、斜線制限に関しても、総合設計に係る緩和基準について本年中に必要な見直しを行うなど、再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう緩和を図る。

② 高次の都市機能を備えた特別の地域における土地の高度利用等に関する特別の措置

大都市圏中心部における臨海部等の開発適地について、高次の都市機能を備えた特別の地域として整備する場合等において、民間活力を活用しつつ、面的開発と関連都市基盤施設及び中核施設の整備を総合的に推進することと併せ、必要に応じて、土地の高度利用等に関する特別の措置を講ずる。

③ 用途地域等の見直し

土地利用の変化、道路等の公共施設整備等を踏まえた用途地域等の全般的見直しを推進する。

特に、東京都環状7号線以内において、真に低層住宅として良好な居

27口) (国土庁)

・高度利用地区、特定街区及び総合設計制度について、より大幅な容積率割増しが可能となるよう昭和61年12月27日付け通達により基準の改正を行った。

(建設省)

・総合設計に係る道路等の斜線制限による高さ制限の緩和基準についても、昭和61年12月27日付け通達により基準の改正を行った。(建設省)

・臨海部等の開発適地についての整備手法、特別措置の内容等について検討中。

(建設省)

・土地利用の動向、公共施設の整備状況等に応じた用途地域の的確な見直しを推進するとともに、市街地再開発事業等の優良プロジェクトの進捗にあわせたスポット・ゾーニングの積極的活用等を推進するよう都道府県を指導している。

決 定 事 項

実 施 状 況

住環境の維持のため必要な場合を除き、第一種住居専用地域の第二種住居専用地域への指定替えを重点的に推進する。

① 地下空間の有効利用

地下街の新設又は増設については、厳に抑制するという方針を堅持しつつ、十分な安全対策が講じられることを前提として、公益上の観点から真にやむを得ないものとして認められる範囲の明確化を図る。

(2) 新市街地の開発の促進

① 線引き見直しの推進

現在行われている第2回の線引き見直しについては、本年度中に概ね完了させる。

② 開発許可基準の見直しと手続の簡素化、迅速化

i) 市街化調整区域における開発許可基準緩和の通達（8月2日付け）

の実施の徹底を図るとともに、研究施設、生産施設、文化施設等の複合的な機能を備えた住宅地開発のための開発行為及び良好な市街地における再開発型の開発行為に関する開発許可の技術基準の見直しを行う。

ii) 本年度内にモデル図面の策定、図面の凡例の統一化等、開発許可手続の簡素化、迅速化を図る。

(建設省)

・東京都においては、当面、防災上の観点から、不燃化を促進する必要がある区域、土地利用の動向からみて中高層化を図ることが適当な区域等について積極的に指定替えに取り組む予定。これを推進する方向で都を指導している。

(建設省)

・真にやむを得ないものとして認められる範囲の明確化を図るため、地下街の取扱いについての通達を昭和61年10月16日に行った。

(建設省、警察庁、通商産業省、運輸省、自治省)

・見直し対象都市計画区域 282区域のうち、252区域（約9割）で、見直しが完了した。これにより拡大した、又は拡大が予定されている市街化区域の面積は約6.2万ヘクタール（保留人口フレーム分を含む）である。(建設省)

・開発許可基準緩和の通達については、全国6ブロックそれぞれにおいて各都道府県・政令指定都市の担当者に対する説明会と開発許可事務担当課長会議を開催し、通達の趣旨の周知徹底を図った。(建設省)

・また、複合的な機能を備えた住宅地開発のための開発行為及び再開発型の開発行為に関する開発許可の技術基準の見直しを推進中。(建設省)

・「開発許可申請に係る設計図の標準化について」(昭和62年3月30日付け)を  
通達し、モデル図面の策定、図面の凡例の統一化等について指導した。

(建設省)

決 定 事 項

実 施 状 況

③ 住宅開発等指導要綱の行き過ぎ是正等

「小幅員区画道路の導入」、「洪水調節（整）池の多目的利用」及び「宅地開発と埋蔵文化財発掘調査との調整の円滑化」の通達（4月11日付け）による技術基準の一層の活用を図るとともに、宅地開発等指導要綱実態調査の調査結果（5月1日発表）を踏まえ、地方公共団体に対する指導を一層推進する。

④ 農地転用、保安林解除事務の一層の迅速化

農地転用規制の緩和及び農地転用事務、保安林解除事務の迅速化を図ったところであるが、さらに都道府県農業会議に設置する農用地有効利用相談センターの整備等により迅速な案件の処理を図る。

(3) その他の分野における規制緩和

「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和60年9月24日閣議決定）に示された規制緩和については、既に多くの項目について実施したところであるが、逐次実施することとされた事項等については、以下の事項を含め着実に実施する。

i) 給油取扱所（ガソリン・スタンド）における業務範囲について、設備等の技術基準及び点検方法の整備等の安全対策を徹底させた上で、本年度内に拡大を図る。また、建築物内に設置される給油取扱所の上階の用

・実態調査の調査結果に基づき地方公共団体に対する指導を推進中。（建設省、自治省）

・農地転用については、関係通達を制定済みであり、これに基づく事務の一層の迅速化を図るよう指導している。（農林水産省）

・農用地有効利用相談センターについては、全都道府県農業会議に設置済み。（農林水産省）

・保安林解除事案に係る事前相談等の段階での対応について、都道府県知事並びに営林（支）局長に対し昭和61年10月28日付け林野庁長官通達をもって一層の迅速化を図るよう指導している。（農林水産省）

・給油取扱所の業務範囲については、昭和61年10月9日消防庁内に、消防庁、都道府県、消防機関、関係業界団体の代表者から構成される「給油取扱所の業務範囲に関する検討委員会」（委員長 消防庁審議官）を設置して検討に着手

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>途規制について、上階への延焼防止対策等の技術基準の強化を図りつつ、緩和を図る。</p> <p>ii) 貸切バス事業免許及び都市圏におけるタクシー事業免許における事業区域を、需要の実態に応じ拡大する。</p> <p>iii) 航空企業の運営体制の見直しに伴い、逐次路線の新規開設等を推進する。</p> <p>(4) 国公有地等の有効活用 国有財産法及び地方自治法の改正により導入された国公有地の土地信託</p>	<p>し、昭和62年1月28日に報告を取りまとめた。これを受けて、業務範囲の拡大とこれに伴う安全対策のための政令等の改正を3月31日に行い、所要の省令改正とともに、5月1日から施行した。(自治省)</p> <p>・また、建築物内に設置される給油取扱所の上階の用途規制については、昭和61年度及び昭和62年度の計画で消防庁が資源エネルギー庁と密接な連携を図りつつ、燃焼実験を含めた検討を行っているところであり、その結果をふまえて、上階への延焼防止対策等の技術基準の強化を図りつつ、昭和62年度を目途に緩和を図る予定である。(通商産業省、自治省)</p> <p>・事業区域の拡大に関し、①貸切バス関係については、9運輸局中8運輸局管内において、②タクシー関係については、対象となる19都市中13都市について、既に、実施済である。なお、他の地域についても、関係地方運輸局に対し昭和61年10月3日付けで通達する等により、需要の実態に応じた事業区域の拡大を促進するよう指導している。(運輸省)</p> <p>・運輸省としては、空港の処理能力等を助案しつつ、逐次路線の新規開設等を促進することとしており、昭和61年10月1日には、日本航空の東京-小松線が、10月20日には同社の名古屋-福岡線が、11月1日には南西航空の那覇-松山線が、昭和62年4月20日にはエアーニッポン(旧日本近距離航空)の福岡-小松線が、4月25日には日本航空の名古屋-札幌線がそれぞれ開設されたほか、昭和61年9月以降東亜国内航空の初の国際線チャーター便が運航されている。 (運輸省)</p> <p>・国有地については、土地信託の適地調査及びその実現可能性等の具体的検討を</p>



決 定 事 項

制度の利用を含め、民活活力を活用した国公有地等の有効活用を期する。  
また、国有地等の売却については、民活活力活用可能土地として、国有地83件約45.5ha、国鉄用地3件約3haを、本年度中に速やかに実施するよう努める。

2. 公共的事業分野における民活活力の活用

(i) インセンティブの付与等による民活法等の民活プロジェクトの推進

i) 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(民活法)の対象施設整備事業の前倒しを促進するため、61年度又は62年度に着工される事業に対し、着工後3年以内に建設費について助成を行うとともに、助成対象期間中に行われる当該事業に係る日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の貸出金利を引き下げる。

また、来年度の税制改正において民活特価制度の償却率を現行の13%から20%に引き上げる。

ii) 民活法に基づく基本指針の策定(6月30日及び7月31日告示)を受けて、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定の促進を図るとともに、具体化の検討が進んでいる、かながわサイエンスパーク、幕張メッ

実 施 状 況

進めており、公有地についても地方公共団体において、土地信託制度の活用を図るなど、国公有地等の有効活用を推進。

また、国有地45.5haについては、条件の整ったものから逐次処分手続きを実施し、昭和61年度中に26.1haを処分した。(大蔵省)

・国鉄用地3件3haのうち、1件1.5haは昭和61年9月に売却したところであり、残りの2件1.5haについては、日本国有鉄道清算事業団において、早期に売却するよう努める。(運輸省)

・昭和61年度又は昭和62年度に着工する民活法対象事業の建設費の一部を補助するために必要な経費として、昭和61年度補正予算において33億円を計上。昭和62年度予算においては15億円を計上。

・開銀及び東北公庫の金利引下げ(6.2%・現在5.2%)については、昭和61年度補正予算の成立後直ちに実施した。

・民活特価制度の償却率の引上げについては、昭和62年3月31日公布の租税特別措置法の一部を改正する法律において措置(租税特別措置法第43条の2の一部改正)した。

・民活法に基づく特定施設整備事業については、現在までにかながわサイエンスパーク、柏崎ソフトパーク及び幕張メッセの3プロジェクトを認定したところであり、その一層の推進を図るため、政府としても特定都市開発地区及び特定

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>セ、みなとみらい21、東京湾竹芝地区等の特定施設の整備を推進する。</p> <p>iii) 関西文化学術研究都市については、民活法による特定施設の整備を進めるとともに、民活活力を活用して、基盤整備、研究施設整備等の推進を図る。</p>	<p>港湾開発地区の指定の促進を含め、所要の助言・指導を行っているところであり、整備計画の申請が行われ次第速やかに認定手続きを進める予定。</p> <p>(通商産業省、運輸省、建設省)</p> <p>・民間活力を活用して都市建設を進める旨の建設基本方針が関係省庁連絡調整会議において了承された(昭和61年6月)。(国土庁)</p> <p>・住宅・都市整備公団と民間開発事業者が既に宅地造成に着手しており、住宅・都市整備公団増成分については、その一部の分譲を開始している。</p> <p>・財団法人国際電気通信基礎技術研究所(昭和61年3月設立)及び4つの研究開発会社(昭和61年4月設立)が昭和62年度に建設工事着手の予定のほか、民間企業数社が立地手続中。また同志社大学田辺校地が開校(昭和61年4月)された他、大阪電気通信大学等が建設中である。</p> <p>(国土庁、郵政省、建設省)</p>
<p>(2) 東京湾横断道路の建設の推進</p> <p>東京湾横断道路については、環境影響評価の手続を経て、日本道路公団に対する道路整備特別措置法の事業許可並びに東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と同公団との協定締結後、本年度中に事業に着手する。</p>	<p>・現在実施中の環境影響評価の手続を本年7月に終了する予定である。その後、日本道路公団が道路整備特別措置法の事業許可を得、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と協定を締結し、事業に着手する予定である。</p> <p>なお、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする東京湾横断道路株式会社が昭和61年10月1日に設立されたところである。</p> <p>(建設省)</p>